

# 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）への移行について

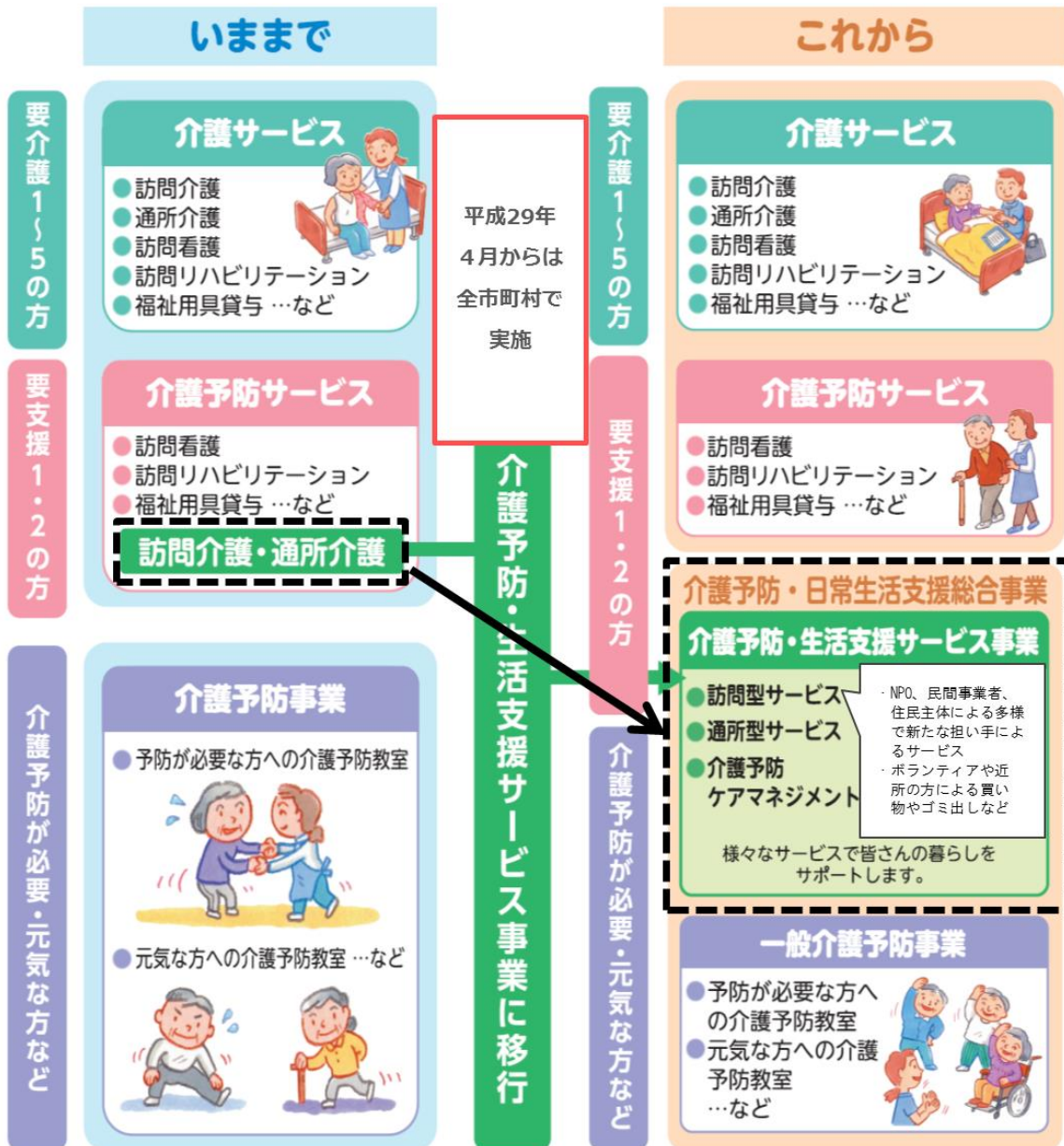
## 1 総合事業の実施時期について

介護保険法の一部改正に伴い、要支援者に提供される介護予防サービスのうち、訪問介護及び通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じた取組みができる「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行することとされた。

当該事業の施行日は、平成27年4月1日とされているが、医療介護総合確保推進法附則第14条に基づき実施の猶予に係る条例を制定する場合には、平成29年3月31日までの間において実施を猶予することが可能とされている。

本市においては、サービス提供体制を構築するための準備期間確保を目的として、平成27年2月議会において市介護保険条例改正の議決を受け、平成29年3月31日まで事業実施を猶予し、平成29年4月1日から事業を実施することとした。

### 【総合事業の概要】



## 2 実施時期の見直しについて

これまで平成29年4月1日からの事業実施に向け、多様なサービスの創出などに取り組んできたところだが、国県の動向等を踏まえ、再度調査・検討した結果、現行相当サービスのみ実施時期を前倒し、総合事業を開始するメリットが高いことが明らかとなった。

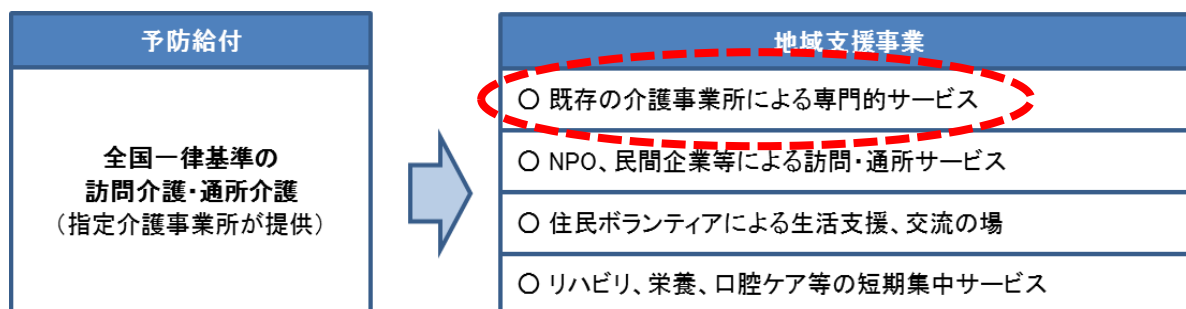
### 【平成29年4月移行のスケジュール】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成29年4月
現行相当サービス													総合事業移行
緩和基準サービス													
住民主体													
短期集中サービス													

スケジュール詳細:

- 前倒し実施の検討** (赤い楕円): 9月～12月
- 説明会の開催** (赤い枠): 1月～2月
- 新規事業者指定申請受付** (赤い枠): 1月～2月
- 総合事業移行に伴う契約変更手続き** (赤い枠): 2月～3月
- 【生活支援体制整備事業】** (青い枠):
  - 緩和基準サービス実施方針策定 (6月)
  - モデル事業実施 (7月)
- 説明会の開催等** (青い枠): 2月
- モデル事業の検証** (青い枠): 10月
- 単価や制度の設計** (青い枠): 10月
- 【生活支援体制事業】** (緑い枠):
  - 住民支えあい活動づくりモデル事業 (平成27年度より継続実施) (4月～)
  - 説明会の開催等 (1月)
- モデル事業の検証** (緑い枠): 10月
- 補助単価や制度の設計** (緑い枠): 10月
- リハビリ専門職との協議** (オレンジ枠): 4月～5月
- モデル事業実施** (オレンジ枠): 10月
- 説明会の開催等** (オレンジ枠): 1月
- 実施方法の決定** (オレンジ枠): 8月
- モデル事業の検証** (オレンジ枠): 10月
- 単価や制度の設計** (オレンジ枠): 10月

### 【サービスの類型】



## 3 一部（現行相当サービスのみ）前倒しで実施するメリット

### (1) 早期移行による介護予防の推進

- ① 一部前倒しより、市として介護予防を推進する考えを広く市民等へ周知することで、地域における介護予防についての意識づけを図ることができる。
- ② 現行相当サービス（介護予防訪問介護、通所介護）のみの利用を希望する場合、基本チェックリストの活用により、早期のサービス利用が可能となる。

### (2) 段階的移行によるソフトランディング

- ① 現行相当サービスのみで早期移行する中で、当該事業の在り方や多様なサービスに対する地域での認識を深めることで、本格実施時における円滑な移行を図ることができる。

- ② 移行後は、窓口対応の仕組みが変わるため、本格実施までの間に窓口担当職員や関係機関スタッフ等のスキルアップを図るなど、窓口体制を強化する期間が確保でき、市民サービスの向上に繋がる。
- ③ 現行相当サービスのみ一部前倒しすることにより、説明会や申請事務などの時期的な集中を防ぎ、事業者の事務負担を軽減することができる。

#### 4 実施時期の考え方について

##### (1) 本年10月から実施する場合

準備期間が短く、移行時の混乱を招く可能性が高い。

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	条例・要綱 補正予算	広報・周知期間 8/1～更新申請期間 関係者説明会 事業移行に伴う契約変更手続き		現行相当のみ スタート						本格実施

- ・ 広報、周知期間が短く、市民及び事業者に対して、丁寧な対応ができない。また、パンフレット作成や広報いわきへの掲載が困難になる。
- ・ 10月移行の場合、既サービス利用者の更新申請受付が8月1日から開始となるため、関係者説明会の開催が間に合わない。
- ・ 制度移行により、利用者の契約変更手続きが発生するが、対応期間が短く丁寧な個別対応ができない。

##### (2) 平成29年1月から実施する場合

市民及び事業者等へ丁寧な対応ができるほか、窓口対応の準備が十分に整えられるなど、一層のソフトランディングが図られる。

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	条例・要綱 補正予算	広報・周知期間				11/1～更新申請期間 関係者説明会 事業移行に伴う契約変更手続き	現行相当のみ スタート			本格実施
			※1		※2					

- ・ 広報、周知期間が十分に確保され、丁寧な対応が取れるようになる。パンフレット作成、広報いわき掲載などに関しても準備期間が確保できる。
- ・ 余裕を持って関係者説明会が開催できる。開催後の問い合わせにも丁寧な対応ができる。(※1)
- ・ 契約変更手続きについても、十分な期間が確保できるため、丁寧な個別対応が可能になる。(※2)

こうしたことから、現行相当サービスのみを前倒しし、平成29年1月から総合事業を実施したいと考えている。

## 【現行相当サービスの概要】

サービス内容に大きな変化がないよう整理されている。

区分		現行	総合事業
実施時期		認定更新時期まで継続	H29年1月以降の認定更新、新規申請から開始
ケアマネジメント		介護予防サービス計画	介護予防サービス計画又はケアマネジメントA
サービス内容	訪問サービス	訪問介護員による身体介護・生活援助	現行同様
	通所サービス	通所介護事業者の従事者によるサービス	現行同様
サービス提供者	訪問サービス	介護予防訪問介護指定事業者	現行事業所を指定
	通所サービス	介護予防通所介護指定事業者	現行事業所を指定
サービス基準		全国一律の基準	現行同様
単価		現行	現行同様
サービスコード		現行	新規コードの設定
給付制限の有無		あり	なし
利用者負担		介護給付の利用者負担と同じ	現行同様
限度額管理		限度額管理の対象。国保連で給付管理	現行同様
事業者への支払い		国保連経由で審査・支払い	現行同様

## 【県内他市町村の移行（予定）状況（平成28年1月調査）】

移行済み自治体すべて、当初は現行相当サービスのみ。

移行年度	件数	市町村名
<b>平成27年度中</b>	<b>21</b>	
平成27年4月	1	伊達市
平成27年10月	1	只見町
平成28年1月	2	国見町、小野町
平成28年2月	1	本宮市
平成28年3月	16	<b>福島市</b> 、桑折町、川俣町、大玉村、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、昭和村、南会津町、楡葉町、大熊町
<b>平成28年度中</b>	<b>14</b>	
平成28年4月	8	平田村、西会津町、三島町、会津美里町、桧枝岐村、相馬市、南相馬市、 <b>郡山市</b>
平成28年10月	2	棚倉町、金山町
平成29年1月	3	矢祭町、塙町、鮫川村
<b>平成29年4月</b>	<b>25</b>	二本松市、三春町、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、 <b>会津若松市</b> 、喜多方市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、下郷町、広野町、富岡町、川内村、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村、 <b>いわき市</b>